

# 公文書管理法とハンセン病問題

— 菊池恵楓園蔵「患者身分帳」をめぐって —

松岡弘之

はじめに

近代日本のハンセン病問題に関する歴史研究は、一九九〇年代以降「救癩」の顕彰から検証へと大きく転換し、近年では療養所における入所者個人の営為や自治会等の集団的实践を跡づけるなど関心を広げている。二〇〇八年に制定されたハンセン病問題基本法は、第一八条で「国は、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずる」として、国立ハンセン病資料館（東京都）の設置根拠を示すとともに、各療養所には社会交流会館等の名称で学芸員が配置され、それぞれ啓発の拠点として調査・研究を進めている。一方で、これらの活動に不可欠な各療養所の歴史資料はしばしば氏名等を含み、その保存や活用に向けた法的根拠は必ずしも充分ではない。小稿は、療養所内に多く残されているこうした記録について、現行の公文書管理法との関係を整理することで、今後の保存・活用基盤

構築の一助となることを願って書かれる。

具体的には、①国立療養所菊池恵楓園（熊本県）における「患者身分帳」の調査が進むなかで法との関係が焦点となる過程、②厚生労働省と統一交渉団の過程で公文書管理法の適用対象外となる「歴史資料等保有施設」を整備する案が浮上する経過、③これらを踏まえて二〇二三年五月に開催されたハンセン病市民学会分科会「ハンセン病療養所の公文書の取り扱いについて考える」における議論、④分科会後の動向についてそれぞれ述べ、論点の整理を行う。なお③で言及する分科会全体の議論はいずれハンセン病市民学会年報誌上において公表される見込みだが、現時点（二〇二三年一〇月）では刊行の予定がないことから、部分的とはいえ内容を速報することも本稿の目的となる。

なお、入所者個人の記録や各療養所自治会の記録、オーラル・ヒストリーについても同様に多くの課題があるものの、本稿では公文書に対象を限定することを予めお断りする。

## 一 菊池恵楓園蔵「患者身分帳」調査の進展

菊池恵楓園では一九〇九年の開設後、入所者が明治四〇年法律第一一号「癩予防ニ関スル件」(以下、一九〇七年法)で定義する入所資格、すなわち「療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノ」(第二条)を満たすかについて確認した記録類を「患者身分帳」という名称で一人一冊ずつ作成してきた。それぞれの帳面は最終の退所年および退所理由(大きくは死亡・逃走・その他)ごとに分類・収納されている。それぞれの帳面には警察から療養所への送致記録や、本籍地役場からの戸籍謄本、扶養義務者が患者を扶養しうるかについての定期的な現況確認、これらの調査を踏まえた知事宛「救護費免除具申書」などが綴られる。入所後の履歴や実績は含まれないが、死亡した際には遺骨の引取照会、軽快退所の際に面接記録などが含まれる場合もある。

旧事務本館内に保管されていたこれらの患者身分帳は、菊池恵楓園内で整理と調査が開始され、二〇一八年になって野上玲子氏(副園長、当時)・原田寿真氏(社会交流会館学芸員)による研究成果が公表された<sup>2)</sup>。その整理作業は現在も継続しており、福祉課のデータベースと紐付けられることで、入所者遺族に対する補償請求のため入所期間を確定する記録としての性格も帯びている。

患者身分帳という機微情報を含む史料の閲覧は、現在、菊池恵楓園が設置する倫理委員会審査・承認された研究計画に基づいて行われている。医療機関における倫理審査とは、研究により得られた知見を広く共有することで患者の利益になることを目的に設けられたもの

であり、保管方法、匿名化手順等の承認を得たうえで、開設後から一九四一年までに作成された患者身分帳を閲覧している<sup>3)</sup>。その結果、筆者も一九二七年に九州療養所で軽症患者の退所を認める軽快退所制度が創設される背景と運用実態に関する考察などを行った<sup>4)</sup>。

こうした分析が進む一方、展示施設が公文書の保存施設としての法的根拠を欠くのではないかという問題が提起されるようになった<sup>5)</sup>。そもそも熊本県では、らい予防法の廃止の遅れを違憲と断じた国家賠償請求訴訟熊本地裁判決を受けて、二〇〇一年から二〇〇三年にかけてハンセン病施策関係資料収集事業に取り組み、その結果、菊池恵楓園旧事務本館に大量の文書を確認した。二〇〇六年に旧事務本館を改修した社会交流会館を国が設置した後も、入所者の骨格標本が作成されていた問題の実態解明のために二〇一三年から二〇二〇年にかけて学芸員が関わりながら調査が進み、二〇二〇年一二月時点で事務文書五九一八件、カルテ八九八八件、患者身分帳五一一件、生活史料一一三一件のほか、写真二四四〇一件(仮)の存在が確認されている<sup>6)</sup>。菊池恵楓園で医療記録を含む広汎な記録の調査・分析が進められている点は特筆すべきであろう。二〇二二年五月には社会交流会館が歴史資料館としてリニューアルされた。だが、現行の公文書管理法のもとでは展示施設において公文書を管理する根拠がなく、歴史の継承が困難に陥るといふ危機感を現場に生じさせることとなったのである。

## 二 公文書管理問題の浮上

現在、ハンセン病に関する国の施策は、全国ハンセン病療養所入所者協議会（以下、全療協）、ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会、ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国弁護団連絡会、ハンセン病家族訴訟原告団という五団体からなる統一交渉団が厚生労働省に要求書を提出し、その書面回答を踏まえて、ハンセン病問題対策協議会（以下、協議会）で双方が確認書に署名する形式で進められている。<sup>7</sup>

これまで協議会では、施設整備や医療態勢の確保などが主たる課題となってきたが、その要求内容に二〇二二年になって公文書管理問題が追加された。現在、療養所の社会交流会館を公文書管理法の適用対象外とする「歴史資料等保有施設」に指定する案が検討されている。これらの端緒となったのは、二〇二二年二月にインターネットオークションサイトに、一九〇〇年に大町警察署（長野県）が作成した「癩病患者並血統家系調」という記録が出品されたことであった。長野県の調査にも関わらず資料の流出経路は解明されず、同年一二月の協議会では療養所内で膨大な文書・標本等の史料が保存されていること、その保存・管理に関する法的根拠が明確でなく流出・廃棄の危険性があるとして、調査や今後の管理のあり方の検討、必要な法整備が求められたのである。これに対し厚生労働省は「当事者の声も伺いながら検討する」と回答している。<sup>8</sup>

一方、二〇二二年三月に全療協は第八一回臨時支部長会議を開催し、各園が保存する公文書等の保管が各園の「永続化」と密接に関わる問

題として「各園で保管することが本来のあり方であり、資料館建設の際に提供した文書類についても、各支部に返還の要求があれば全療協の要求に加える」ことを決議して、現地保存を求め、社会交流会館を公文書管理法上に位置づけるための早急な検討が必要とした。<sup>10</sup>

その後、二〇二二年八月に交わされた協議会の確認事項では、厚生労働省が公文書管理について統一交渉団と早急に意見交換の場を持ち具体的な方向性を検討することを表明し、さらに二〇二二年九月の協議会では、統一交渉団が（一）台帳流出問題に関して都道府県に文書の所在調査実施にむけて調整していること、（二）療養所内の資料館で歴史的文書保存施設にする方向性が「確認されている」として、菊池恵楓園の資料館が適合するかを検討するよう要求した。これに対し、厚生労働省は「歴史資料等保有施設」に指定して資料を保有することも選択肢の一つとして、二〇二二年七月に菊池恵楓園歴史資料館を訪問したうえで、内閣府に指定条件を満たしているか照会しているとした。<sup>12</sup>

そもそも、「歴史資料等保有施設」とは、「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料」を保有する施設であり、現在岡山大学附属図書館を含む全国四六四施設が政令により指定されている。これらの施設で保有される資料は「特別な管理」がなされているとして公文書管理法の適用対象となる「行政文書」、「法人文書」から除外される。ここでいう特別な管理とは公文書管理法施行令第四条によるもので、①当該資料が専用の場所において適切に保存されていること、②当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること、③原則として、一般の利用の制限が行われていないこと、④当

該資料の利用の方法および期間に関する定めが設けられ、かつ、当該定めが一般の閲覧に供されていること、⑤当該資料に個人情報記録されている場合にあつては、当該個人情報漏えい防止のために必要な措置を講じていること、という五つの要件を満たさねばならない。

近い将来ハンセン病療養所が療養所としての機能を停止しようとするなかにあつて、現在、邑久光明園（岡山県）などでも書庫の整備が要求されている。こうして「歴史資料等保有施設」の新設と維持が、記録の流出防止と歴史の実態解明を進めるための恒久的な対策として相応しいかが問われているのである。一方で、社会交流会館等は現在指定管理者が一年ごとに契約を締結して管理を担っている。指定管理者から派遣された学芸員が調査の実務を担うなかで、職責と使命感から取り扱う資料が広がり、目録や規程などが曖昧なまま利用のみが先行した。このことは、指定管理の業務内容との整合性も論点と浮上させることとなった。

以上の経過から、ハンセン病問題に立場を越えて関心を持つ多様な参加者が「交流」「提言」「検証」を続けているハンセン病市民学会の交流集会において、「ハンセン病療養所の公文書の取り扱いについて考える」という分科会が企画されることとなったのであった。

### 三 公文書管理法を適用するうえでの課題

さて、この分科会では、学芸員・アーキビスト・研究者が発言したが、現在検討されている「歴史資料等保有施設」には課題があることが明

らかになった。ここでは、特に内閣府や国立公文書館に勤務し多くの実務経験をもつ下重直樹氏（学習院大学）の発言内容に絞って、そのあらましを示す。

下重氏は問題の基本的な性格が二〇一一年の公文書管理法施行前に作成された「未登録文書」をどう管理するかにあるとして、多岐にわたる課題を指摘したが、ここでは三つの点から整理しておく。

第一に、未登録文書の実態把握に関する問題である。公文書管理法では文書はすべからず「行政文書ファイル管理簿」に登録し、記録の存在を公開することが必要（第七条）である。その際、現場での保存期間や、保存期間満了後に廃棄するか国立公文書館に移管するかといった一連のフローを定義したレコードスケジュールの策定も求められる。レコードスケジュール作成のためには実態の把握がなされるべきだが、暫定的に「未定」とすることもありうる<sup>13</sup>。まずは、登録を進めていかねばならないことが強調された。

第二に、説明責任との関係である。公文書管理法は国立公文書館に移管された特定歴史公文書にも利用請求権を認める一方、「歴史資料等保有施設」は同法が適用されない。したがって、そこに保管される学術資料の収集・閲覧・廃棄基準は公文書のような厳格な扱いを受けず、閲覧も行政処分ではなく行政サービスと位置づけられる。だが、ハンセン病問題は国の責任が明らかである以上、そこで作成・取得された文書は説明責任を果たす資料として管理されるべきで、利用請求権を保障しない管理には問題があるのではないか。なお、歴史資料等保有施設の指定に際しては、内閣府が収蔵品に公文書が含まれていないこ

とを確認する。その際、「かつて公文書だった記録」を学術資料として収蔵することは認定時に限った特例的措置である。以後、保存期間を終えた公文書は歴史資料等保有施設ではなく国立公文書館に移管される。こうした方法が採られるのは、公文書が法の手順に沿って正統な経緯で取得されていることが、公文書の真正性を証明するうえで重要とする考え方を踏まえたものである。したがって法的にみれば、菊池恵楓園の記録（文書管理は庶務課）を同じ恵楓園の歴史資料館（建物の維持管理は庶務課、その運営は指定管理者）が取得するという関係は成り立ちえず、これは保管場所の単なる物理的移動にすぎない。特定歴史公文書を各療養所で保管するためには「国立公文書館等」を設立することが理論的にはあるにしても、厳格な設置基準からすれば非現実的であって、保存期間終了後の公文書の移管先としては国立公文書館が妥当である。ただし、これらは公文書についてであり、入所者自治会や個人の記録は各療養所が「歴史資料等保有施設」を設立して収蔵することはありうるとされる<sup>14</sup>。

第三に、公開方法とその範囲についてである。患者身分帳なども国立公文書館に引き継いでいない保存期間満了前の記録と解される以上、情報開示請求制度にのっとり行政庁の決定によって開示されるべきものである。なお、国立公文書館に移管された特定歴史公文書には、「時の経過」（第一五条）を踏まえて開示範囲を拡大していく目安として、国立公文書館長により利用請求に対する処分に係る審査基準が策定・公表されている<sup>15</sup>。ハンセン病や新型コロナウイルス感染症といった伝染性疾患は、別添参考表において「重要な個人に関する情報であって、

一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの」として八〇年が非公開の目安となっている。本籍地などの門地に関する情報は表には区分がないものの一四〇年とされる。ただし、患者身分帳についてこれらの基準を一律に適用できるかは疑問であって、当事者の意見を聞きながら、行政処分としての根拠を固めて開示基準を定めることが必要である。それらの検討をへて適切な公開基準が策定されるまでは長期間の非公開が想定される。

以上のような下重氏の指摘は、いずれも現行法のもとで実務の現場に携わるなかで培われた解釈と経験に基づくもので、的を射たものといえよう。

こうした現状を①情報開示請求、②公文書館での利用請求、③「歴史資料等保有施設」における学術資料閲覧という三類型から整理すると下表のようになる。個人情報保護法では死者の個人情報には対象外となる一方、特定歴史公文書の利用請求では死者であっても利用制限情報は含まれる。ただし①②いずれの場合も、不服申立による救済措置が設けられている。一方、博物館などの指定を受けた「歴史資料等保有施設」では、学術資料として利・活用が図られるものの、公文書

制度	閲覧の対象	非公開の法的根拠	不服審査
①情報開示請求	現用の公文書	個人情報保護法ほか	あり
②公文書館での公開	特定歴史公文書	時の経過	あり
③博物館などでの公開	学術資料	なし	なし

公開の諸制度における利用制限についての法的な根拠は統一的な基準はなく不服申立を行うこともできない。下重報告は、歴史資料等保有施設を療養所に設置して公文書管理の枠外としてしまうことで様々な課題が生じることを明確にしたものであった。

#### 四 公文書管理法に内在する課題

もつとも、現行の公文書管理法は中央省庁の政策決定過程に関する事務文書には馴染みやすいものの、療養所といった出先機関の文書、特に個別の事例記録は残りにくいという性格を抱えている。旧優生保護法のもとで不妊手術を実施するにあたって開催された優生保護審査会の会議記録が多くの都道府県で確認できなかったことはその一例ともいえる。<sup>16</sup>

こうした観点からすると、ハンセン病問題に関する公文書の保存と活用を考えた際、現行の公文書管理法にも課題があるのではなからうか。筆者は下重報告を聞き、以下の二点を課題として指摘した。

第一に、国立公文書館への移管対象の妥当性についてである。下重報告第一の論点で述べたように、未登録文書を行政文書ファイル管理簿に登録していくことは必要である。しかし、レコードスケジュールの策定基準に照らせば、移管対象は相当程度絞り込まれる可能性がある。

厚生労働省文書管理規程では、国立公文書館への移管対象として、次のような四つの基本的な考え方を示している。<sup>17</sup>

【一】国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検

討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書

【二】国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書

【三】国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書

【四】国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

これに加えて、一九五二年のサンフランシスコ平和条約前の文書は国立公文書館に移管すること、また東日本大震災や天皇退位、東京オリンピック・パラリンピックなど特定の事案についても移管を指示するものとなっている。ただし、ハンセン病問題に関しては「元家族への補償法（令和元年度）」が指定されているのみである。一九五二年のサンフランシスコ平和条約から、公文書管理法が施行される二〇一一年までには、例えば一九五三年におけるらい予防法の制定と一九九六年の廃止、二〇〇一年におけるハンセン病隔離違憲国家賠償請求訴訟熊本地裁判決とその直後に成立した補償法、冒頭であげた二〇〇八年におけるハンセン病問題基本法の制定など、いくつもの重要な局面展開があったといえる。療養所の現場でどのような対応があり、入所者・退所者・職員・地域のなかにどのような反応があったか、これらを移管対象とする指示は出されていない。

一方、未登録文書の遡及登録状況は注13で示した光明園の事例のように行政文書ファイル管理簿からも類推することが可能だが、各療養所で取り組み状況にはかなりの差が予想される。一方、公文書管理法

により事業所ごとに文書保存期間を定めた表（「標準文書保存期間基準」が公開されている。菊池恵楓園でもウェブサイトで閲覧することができるもの<sup>18</sup>、全課のすべての文書が少なくとも現場レベルでは「廃棄」する方針であることが明記されている。こうした現場の判断の妥当性を国立公文書館では実際の廃棄簿から確認している。なお、一九三〇年に策定された長島愛生園庶務細則では「例規若ハ沿革誌ノ材料トナルベキ文書又ハ特ニ重要ナリト認ムル文書ハ第一種〔注、永久保存〕トス」とされ、一九五一年の「文書保存整理規定」では「一、例規若ハ沿革史の材料となるもの／二、官報・公報・諸統計で重要なもの／三、許可・認可・承認・免許又は契約等で重要なもの／四、法人に関するもの／五、職員の進退に関するもので重要なもの／六、国庫金の出納に関するもの／七、法規の施行に関する訓令・指令・通達告示・内規等で重要なもの／八、報告・届出・復命又は調査であつて特に重要なもの／九、会計上の証拠書類で重要なもの／十、その他庶務課長が永久保存を必要と認めるもの」などと、療養所として永久に保存すべき文書の類型を示していた<sup>19</sup>。公文書管理法がこれらの規程を上書きしたことで、廃棄も可能となったのが現状といえる。療養所の現場の記録をどの程度残すか、厚生労働省文書管理規程を弾力的に運用せざるを得ないのだから、「患者身分帳」のみでも五千点を超えないし、移管先となる国立公文書館自体の収蔵余力も問われることにならう。

また、菊池恵楓園では九千点に近い診療録（カルテ）が確認されて

いるものの、これも行政文書ファイル管理簿に登録されていない。医師法二四条による診療録の保存期間（五年）の規程を踏まえ、大島青松園（香川県）・星塚敬愛園（鹿児島県）などは保存期間経過後に廃棄するとする一方、栗生楽泉園（群馬県）・邑久光明園では保存期間満了後の態度を未定として戦前の診療録等の登録を行っており、ここでも各療養所での対応は分かれている。

第二の問題として利用審査基準をあげたい。先にあげた国立公文書館の利用審査基準は多くの自治体文書館で参照されているが、これらは完全に公になるまでの時期の目安を示したものであり、それまでの期間は部分開示の措置が講じられることとなる。患者身分帳の分析を行う際にも本籍地の情報は郡レベルまでにとどめて、町村以下は伏せている。ただし、熊本県飽託郡花園町は患者の集住地として、菊池恵楓園のあり方にも大きな影響を与えていた特別な場所であつて、他の地名と同様に伏せてしまえば理解を損ねる。こうした開示の範囲も移管基準と同様に慎重な検討が必要とならう。ここに当事者の意見が十分反映されるべきことは言うまでもない。研究倫理審査を課すことはこうした開示範囲の分析に必要な情報を収集するうえでも有効であつて、過渡的工夫とみなされよう。公文書の公開にあたり、医療情報は高度な判断を要する精緻な基準を作成しにくいという特性がある。そこで倫理審査会という場で客観的な審査を行うことで、菊池恵楓園では内部構成員の利用であつても審査と承認を得なければ開示できないというルールを構築しているのである。法の条文という形式で根拠を持つものではないにせよ、法の趣旨を尊重した特段の措置とみなすこ

とも可能ではなからうか。

最も懸念されるのは、公文書管理法適用するためのこれらの諸課題を検討しているうちに、結果として入所者や関係者の時間が失われることにある。もちろん、行政処分を行う上での正当な根拠を固めていくための慎重な検討を不要と主張するものではない。

以上の現行法の運用上の問題に加えて、第三の課題として、記録が現地で保存されることの意義を提起しておきたい。現在各療養所に眠る未登録文書は公文書管理法が制定されていない段階で、場合によっては当時の規程を無視して、各園で残されてきた記録ともいえる。歴史資料等保有施設の問題点が整理され、また各療養所に国立公文書館等を設立することも非現実であるとしても、なお記録を現地から引き離してしまつて良いのであろうか。近年の人類学における遺骨返還問題の例を挙げるまでもなく、「学術資料」が現地から持ち去られた過去の反省を踏まえながらの研究の再構築が進められている。長島愛生園では、二〇二三年から百年史（仮）の編さんが開始され、ここでは園の初代園長でありハンセン病政策に大きな影響を与えた光田健輔医師についての歴史的評価も当然その論点となる。現在も入所者間でその評価が乖離するのはなぜか。それは、療養所の運営実態から具体的に考えられねばならない。百年史は長島愛生園が療養所として作る最後の園史となろう。編さん委員会には自治会も参画しており、その期待は大きい。ハンセン病問題は国民的課題であると同時に地域の課題でもある。記録が地域にあることで学びを担保するのではなからうか。

なお、分科会においては、入所者の立場から屋猛司氏（邑久光明園入所者自治会長）が光明園でも書庫の整備を進めたいと考えていること、法との関係で公文書の収蔵ができないのであれば自治会の記録などを保存していくこととなるという見通しに加え、特に各療養所で自治会が機能を停止する前に方向性を出してほしいという意見を述べた。

また、支援者の立場から亀浜玲子氏（ハンセン病と人権市民ネットワーク宮古）は当事者を含む協議の場を設置し議論を急ぐことを求めた発言があった。質疑応答では、現地に記録を留めておくアイデアとして、未登録文書は保存期間未定の文書として登録し、整備された書庫は公文書保管庫として供用するという提案が下重氏からなされるなど、総じて当事者を交えた協議の必要性を確認するものとなった。

## 五 ハンセン病市民学会分科会後の動向

全国の療養所入所者が八〇〇人を割り込むなかで、逐次刊行物を休刊する療養所や、自治会活動が困難となる療養所も出てきており、各療養所の歴史の継承は喫緊の課題となっている。そうしたなかで、記録に関して分科会後に注目される動向として二点を挙げる。

第一は、「歴史資料等保有施設」の指定に関するものである。統一交渉団は厚労相に「令和五年度ハンセン病問題対策協議会統一要求書」において、歴史的文書・資料等の今後の保存のあり方について見解を糺したのに対し、厚労省は六月付の回答で、菊池恵楓園歴史資料館が歴史資料等保有施設として指定可能かを内閣府に照会し「歴史資料等



保有施設への指定要件は、公文書等の管理に関する法律施行令第四条の定めを満たす必要があり、その上で、現に保有している行政文書の整理をするなどの準備も必要である。詳細については、今後相談していききたい。」との回答を得たと述べる。内閣府からの回答を踏まえて、七月に開催予定の国立ハンセン病療養所施設長連絡会議で、各療養所に対し調査実施に関する指示を行うべく準備を行っているとも述べており<sup>21</sup>、未登録文書の調査に取り組みことが目睫の課題として具体化しつつある段階といえる。もっとも、課題が指摘された歴史資料等保有施設への指定が強力に推進されるという状況からは遠い。

第二に、長島愛生園で解剖録の調査が着手されようとしていることである。二〇二二年九月の時点で、同園には一八三四名分の解剖録が存在することが公表された。一九三二年五月から一九四四年一二月まで解剖数は一二九八例であり、この期間の死亡者一三三四名に対して剖検率は九七・三%になるといふ<sup>22</sup>。菊池恵楓園と異なり、長島愛生園ではカルテや解剖録の整理に学芸員は関与できていない。また、二〇二二年一月に公表された邑久光明園の病理解剖検証報告<sup>23</sup>においても第三者に直接解剖録が開示されたうえでのインカメラ審査が行われたわけではなく、そもそもこうした記録へのアクセス自体が困難な状態にある。こうしたなかで長島愛生園において解剖録の調査にあたるうとしているのは、木村真三氏（獨協医科大学）で、愛媛県から一九三九年に入所した大伯父にあたる木村仙太郎の記録について、遺族の立場から開示請求したことがきっかけとなった。仙太郎の記録は長島愛生園歴史館でも二〇二二年一〇月から今年三月末まで展示

されたほか、本年六月には二〇二三年八月には二例目となるカルテの遺族開示も実現している。木村氏の場合は、科学研究費の研究課題に採択され今後三年間かけて分析に取り組むとのことである<sup>24</sup>。これが療養所における医学研究水準の解明のみならず、記録の利用の手順などアーカイブズ学の立場からの有益な蓄積がなされることを期待したい。

むすびにかえて

菊池恵楓園が所蔵する患者身分帳にはさまざまな可能性がある。別稿で考察した一九二七年の九州療養所における軽快退所制度自体も、統計上からはその存在が知られていた。しかし、ハンセン病問題における啓発において、発病即終生隔離というイメージは依然として強固なものである。だが、一九〇七年法のもとでは、重症にもかかわらず扶養義務者があるため入所できない、逆に軽症であるにもかかわらず適当な扶養義務者が不在ため入所させ続けるという状況が生まれていた。療養所の病床数が限られるなかで、医療資源の適切な配分をめぐって医学的論争もなされていた。そうした状況を後景にしつつ、九州療養所が実際に軽快退所を許可するかどうかは、本人が軽症であった退所の意思を持っているだけでなく、退所後の生活の見通し、とりわけ親族からのサポートが得られるかが鍵となっていた。また、そうした関心から身上調査が行われていた。こうして、ハンセン病の治療法が発見されていない近代日本においても、少数ではあるが症状の

軽快による退所は確かにあった。しかし、それが少数しか実現しなかったのも事実である。その条件とはいかなるものか、そして様々な可能性があるなかで、一九三一年に癩予防法が成立してゆく意味はいかなるものであろうか。

こうした、新しい視角と新しい論点を補いながら、事実に基づき、啓発の幹が太くされねばならない。その際、重要なのはハンセン病問題基本法が、国が関係者の「名譽の回復」を果たすためにハンセン病資料館の設置をあえて書いたことの意味である。これらの施設が地域の拠点としての役割をもつなかで、将来的なアーキビストの配置を期待したい。一方、学芸員とアーキビスト双方の連携はICOMによる二〇二二年の博物館の新しい定義に包摂的・多様性・持続可能性が重視されていることや、一九九六年にICAAが策定したアーキビスト倫理綱領として専門分野を超えた協力がうたわれることから樂觀できる。<sup>25</sup> そのなかで地域社会自身がハンセン病問題を考え、解決していく道筋をたどることを期待する。

[注]

1 筆者はこうした関心から入所者の自治会について考察している(松岡「ハンセン病療養所と自治の歴史」みすず書房、二〇二〇年)。

2 野上玲子・原田寿真「明治期に入所した患者関連文書から見る九州療養所(菊池恵楓園)」「日本ハンセン病学会雑誌」八七巻一号、二〇一八年)。なお、二〇一九年には国立ハンセン病資料館および各療養所の社会交流会館学芸員により資料調査研究会が組織された柏木亨介「ハンセン病療養所の歴史資料保存に関する調査報告」(国立ハンセン病資料館研究紀要)七号、二〇二〇年)がある。

3 課題名「ハンセン病療養所の歴史資料から見る医療の実態と患者の処遇

(一九〇九年～一九四二年)」「(実施責任者・野上玲子、国立療養所菊池恵楓園倫理委員会承認番号〇三一七、二〇二一年一〇月二二日)

4 松岡「昭和初期のハンセン病療養所における軽快退所事例について」(『文明動態学』二巻、二〇二三年)。

5 原田寿真「ハンセン病療養所が収蔵する「行政文書」はどのように管理されるべきか」分科会第3(報告要旨)、二〇二二年六月二二日)。第一六回ハンセン病市民学会全国交流集会(長野)

<https://jinkennagano.com/event/16kaihansenzenkokuatakai/siryu.html> (以下、URLの最終確認は全て二〇二三年一月二日付)

6 原田寿真監修「史料で読み直す菊池恵楓園、ハンセン病問題の歴史」(菊池恵楓園入所者自治会、二〇二二年)九三頁。

7 関連する記録は、ハンセン病国賠弁護団のウェブサイトで公表されている。  
<https://www.hansenkokubai.jp/index.html>

8 ハンセン病回復者(や)家族の情報が記載された文書について(長野県) <https://www.pref.nagano.lg.jp/jinken-danjo/kurashi/jinkendanjo/jinken/main/hansen/bunsho.html>

9 ハンセン病国賠弁護団(二〇二二年度定期協議会)

<https://www.hansenkokubai.gr.jp/topics/20211130.html>  
「全療協ニュース」二〇七四号、二〇二二年四月一日

10 厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/000988991.pdf>

11 ハンセン病国賠弁護団(二〇二二年度定期協議会)

<https://www.hansenkokubai.gr.jp/topics/20220927.html>  
こうした例はすでに実在し、例えば国立療養所邑久光明園事務部福祉課医事係が一九四一年四月一日に作成した「死亡退所患者票」の保存期間は「常用」であり、保存期間満了時期も未定、保存期間満了時の措置も「未定」として行政文書ファイル管理簿に登録されている。

14 ただし、自治会が入所者作業の管理業務を実質的に療養所から請け負っていたことを示す記録が存在すること、逆に療養所がかつて廃棄した公文書を入所者が収集・保管してきたと思われる事例もあることから、その峻別は容易なものとも考えにくい。

- 15 独立行政法人国立公文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準(平成二十三年四月一日館長決定、最終改正令和四年四月一日) 優生保護法に関する国の調査結果は、衆議院厚生労働委員長・参議院厚生労働委員長「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律第21条に基づく調査報告書」(二〇二三年六月、特に第二編第四章)を参照されたい。
- 17 厚生労働省(行政文書管理規則別表第2)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001105336.pdf>
- 18 菊池恵楓園  
[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/hansen/keiiten/bunsyohun1](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/hansen/keiiten/bunsyohun1)
- 19 松岡「ハンセン病関係資料の保存と活用のために」(岡山地方史研究「一四号、二〇〇八年」)。
- 20 瀬口典子「遺骨返還運動から学ぶ先住民コミュニティと共に歩む人類学」(第五回日本文化人類学会研究大会発表要旨集「二〇二一年」)  
ハンセン病国賠弁護団(二〇二三年度定期協議会)  
<https://www.hansenkokubai.gr.jp/topics/20230622.html>
- 22 山本典良「ハンセン病療養所で施行された遺体病理解剖についての私見」(「愛生」八三〇号、二〇二一年)
- 23 邑久光明園  
[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/hansen/komyo/files/from\\_komyo/verification\\_report/verification\\_report\\_20221124.pdf](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/hansen/komyo/files/from_komyo/verification_report/verification_report_20221124.pdf)
- 24 「カルテ・解剖録から見るとハンセン病研究の変遷」  
<https://kaken.nii.ac.jp/grant/KAKENHI-PROJECT-23K17530/>
- 25 ハンセン病市民学会分科会においても、小川千代子氏(国際資料研究所)がこの倫理綱領について記録の排他的占有は許されないという観点から解説した。倫理綱領については全国歴史資料保存利用機関連絡協議会を参照のこと  
(<http://www.jsai.jp/file/archi.html>)。

付記

本稿作成にあたり、遠藤隆久(ハンセン病市民学会)、下重直樹(学習院大学)、高野弘之(武蔵野市)、森本祥子(東京大学)の各氏から多くの教示を得た。記してお礼を申し上げる。